平成２９年（フ）第１１３４号
愛知県長久手市野田農814番地
破産者　シュワッケンディック洋子
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３０５号
愛知県北名古屋市九之坪竹田103番地　ハイツＳ　２Ｆ号、住民票上の住所愛知県弥富市五明２丁目48番地
破産者　和田　祐太
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３０６号
愛知県弥富市平島町喜右味名78番地１　フレグランス桂　Ａ―201、従前の住所愛知県弥富市五明２丁目48番地
破産者　山野あゆみ（旧姓和田）
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５２５号
愛知県豊明市阿野町林ノ内32番地　ファミール豊明３Ｂ号、従前の住所愛知県豊明市栄町西大根30番地592
破産者　松井　知子
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５６１号
愛知県尾張旭市庄中町１丁目11番地16　ラ・フォーレＡＳＡＭＩ303号、従前の住所大阪市福島区鷺洲１丁目９番18号
破産者　柏原　雄二
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４６２号
神戸市北区鈴蘭台西町３丁目11番28号
破産者　幣　　陽子
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６３６号
神戸市長田区大谷町３丁目14番53―105号
破産者　可藤　丈児
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８２６号
神戸市灘区赤坂通８丁目９番21号サンファミーユ赤坂101、前住所神戸市中央区港島中町６丁目２番地の１神戸パークシティ２号棟207号
破産者　藤井　竜次
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６５号
岐阜県高山市朝日町桑之島140番地３－Ｂ秋神の家、開始決定時の住所鳥取県鳥取市浜坂３丁目４番12号
破産者　秋山かよ子
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６９４号
広島市東区戸坂くるめ木１丁目４番14―302号　フラット大地
破産者　宮崎シズ子
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７９１号
広島市南区東雲本町１丁目５番18―503号
破産者　川本　　弘
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８００号
広島市西区庚午中２丁目９番20―102号
破産者　縄田　　瞳（旧姓久見瀬）
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４８号
長崎県諫早市津水町30番地15　ビレッジハウス津水305号、旧住所長崎県諫早市山川町６番地13
破産者　宮本　亜紀
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第８３号
長崎県諫早市天満町1691番地10、旧住所長崎県諫早市栄田町58番25号
破産者　小森　　周
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第３１７号
鹿児島県鹿児島市下荒田２丁目６番15号コーポ鈴木102号
破産者　寺原　芳子
1　決定年月日　平成30年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２５０号
北海道旭川市豊岡14条５丁目６番21号　ＭＫ．Ｌｉｆｅ－Ｉ　103号室、申立時の住所北海道旭川市新富２条２丁目９番５号　Ｓｉｅｎａ201号室
破産者　橋本　美春
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１１号
青森市本町５丁目８番14号　江戸屋アパートメント306号
破産者　黒澤きく江
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１４９７号
横浜市港北区鳥山町261番地１　201
破産者　守井　　豊
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部